

丹波篠山市男女共同参画審議会 委員名簿

No.	選出団体等	団体の役職	氏名	備考
1	丹波篠山市女性委員会	副委員長	本 莊 賀 寿 美	
2	学識経験者		濱 口 清 子	
3	丹波篠山市人権・同和教育研究協議会	副 会 長	細 見 悟	改選
4	丹波篠山市社会福祉協議会	理 事	高 山 和 子	改選
5	丹波篠山市商工会	副 会 長	小 南 稔 彦	
6	丹波篠山市PTA協議会	委 員	北 山 慶 一	改選
7	丹波篠山市民生委員児童委員協議会	会 長	泉 よ り 子	
8	一般社団法人 丹波篠山市観光協会	事 務 局 長	北 川 敦 雄	
9	柏原人権擁護委員協議会	常 任 委 員	角 谷 慶 治	
10	丹波篠山市愛育会	副 会 長	江 坂 富 貴 子	
11	丹波篠山市自治会長会	理 事	森 豊 彦	改選
12	中野母親クラブ	会 員	追 立 夏 実	

○丹波篠山市男女共同参画審議会要綱

平成19年12月27日

要綱第63号

改正 令和4年3月25日要綱第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における男女共同参画に関する政策を総合的、かつ、効率的に推進するため、丹波篠山市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 丹波篠山市男女共同参画プランの推進について審議し、意見を述べる。
- (2) 市長の諮問に応じ、男女共同参画に関する基本的、かつ、重要な事項を調査審議する。

2 前項に掲げる事項のほか、男女共同参画の推進に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体が推薦する者
- (3) 公募市民
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に、会長と副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 審議会に、その事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市民生活部が行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月25日要綱第12号)

この要綱は、公布の日から施行する。

第3次丹波篠山市男女共同参画プラン進捗状況について

基本目標	推進項目	取組内容	取組項目	取組事業	事業内容	計画策定時の現状値(R3)	実績値(R4)	成果指標(R13)	所管課			
①市全体で男女共同参画に取り組む まち	男女共同参画意識の浸透・定着	1 意識浸透を進める啓発活動の展開 2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実	1 広報、啓発の充実	1 男女共同参画セミナー・講演会の開催	ニーズに合わせた多様なセミナー等を開催し、より多くの市民に男女共同参画の理解を深めもらう学習の場を提供する。エンパワーメントの機会提供と支援。参画する力を身につけるため、各種セミナーや講演会を開催し、学習機会を充実させるとともに、関係機関で開催するセミナー等の情報提供を行う。	セミナー等参加者の満足度(アンケートの「満足」の割合)67%	セミナー等参加者の満足度(アンケートの「満足」の割合)85%	セミナー等参加者の満足度(アンケートの「満足」の割合)70%	人権推進課			
				2 男女共同参画情報紙「ファイファイ」の発行	男女共同参画情報紙「ファイファイ」の発行	男女共同参画週間や人権週間などのあらゆる機会を通じ、男女共同参画について分かりやすい記事の掲載を心がけ、様々な角度からの意識啓発を行う。	年3回発行	年3回発行 全戸配布	年3回発行 全戸配布	人権推進課		
				3 市広報への啓発記事の掲載	男女共同参画について分かりやすい記事の掲載を心がけ、様々な角度からの意識啓発を行う。	随時	男女共同参画週間に特集掲載	随時 男女共同参画週間に特集掲載	随時 男女共同参画週間に特集掲載	随時 男女共同参画週間に特集掲載	人権推進課	
				4 社会的自立に向けたキャリア形成の支援	社会的自立に向けたキャリア形成の支援	男女共同参画の視点に立った教育の推進	子どもたちが、将来、社会的・職業的に自立し、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識に持つ偏見をなくし、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するために、「基礎的・汎用的能力」「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」を育成する。	子どもたちが、将来、社会的・職業的に自立し、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識に持つ偏見をなくし、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するために、「基礎的・汎用的能力」「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」を育成する。	目標をもって学校生活を送っている児童生徒の割合 79%(令和元年度)	目標をもって学校生活を送っている児童生徒の割合が80%以上	学校教育課	
				5 次代を担う若年層への啓発の充実	次代を担う若年層への啓発の充実	3 年代を担う若年層への啓発の充実	誰もが自らの意思で多様な生き方を選択できる「ライフプランニング(将来の仕事、夢や希望)」を達成するため、人間関係形成や自己管理、課題対応など「基礎的・汎用的能力」をつけるための学習機会を見直し、生徒などの若年層へ提供します。	特別教育活動全般(特別活動)を要した各教科の授業等)での啓発	継続	継続	学校教育課 人権推進課	
				6 男女共同参画センターの拠点設置	男女共同参画センターの拠点設置	4 男女共同参画センターの拠点設置	男女共同参画社会の実現に向けた、情報提供、講座・研修事業、相談事業等の総合的な実施のため、市民が行きやすい拠点と体制を検討する。	各地区における男女共同参画の推進活動に対する支援を行う。男女共同参画情報紙「ファイファイ」を自治会(男女共同参画推進員)及びまちづくり協議会に配布する。	令和4年10月に設置	令和5年度設置	人権推進課 総務課	
				7 男女共同参画推進員の活動連携強化	男女共同参画推進員の活動連携強化	5 男女共同参画推進員の活動連携強化	地域で活躍している女性にインタビューし、その活躍の内容等を記事にして自治会(男女共同参画推進員)及びまちづくり協議会に配布し紹介する。自治会運営に係る手引書に男女共同参画推進員の役割を明記し、活動内容を明確にする。	「ファイファイ」より配布 3回/年 インタビュー記事配布 1回/年	「ファイファイ」より配布 3回/年 インタビュー記事配布 1回/年	「ファイファイ」より全戸配布 3回/年 インタビュー記事配布 2回/年	人権推進課 地域振興課	
				8 男女共同参画審議会・運営委員会の一元化	男女共同参画審議会・運営委員会の一元化	6 男女共同参画審議会・運営委員会の一元化	市が設置する男女共同参画審議会、男女共同参画センター運営委員会を統合し、効率的な話し合いの場で活発な事業展開が図れるように協議検討する。	市が設置する男女共同参画審議会、男女共同参画センター運営委員会を統合し、効率的な話し合いの場で活発な事業展開が図れるように協議検討する。	令和3年度一元化済	令和3年度一元化	令和3年度一元化	人権推進課
				9 男女共同参画意識浸透のための広報・啓発活動の推進	男女共同参画意識浸透のための広報・啓発活動の推進	7 男女共同参画意識浸透のための広報・啓発活動の推進	若年層や団塊の世代等の世代によって、あるいは性別によって、男女共同参画に関する意識や課題は様々であるため、事業所や学校、市民活動団体等と連携し、それぞれに応じた効果的な広報や啓発を行える体制を整える。	市広報紙への記事掲載や男女共同参画センター情報紙の発行、市民に対するセミナー等の開催により広報・啓発	定期的な情報提供できる体制整備	定期的な情報提供できる体制整備	人権推進課	
				10 DV対策基本計画の推進	DV対策基本計画の推進	8 DV対策基本計画の推進	市内DV対策連携会議を設置及びDV対策基本計画(第3次男女共同参画プラン内)を推進する。	市内DV対策連携会議を設置及びDV対策基本計画(第3次男女共同参画プラン内)を推進する。	令和3年度策定・設置済	令和3年度策定・設置済	令和3年度策定・設置	人権推進課 社会福祉課 長寿福祉課
				11 市内推進体制の充実	市内推進体制の充実	9 市内推進体制の充実	全ての職員が参画について理解を深め業務にあたるよう、職場学習会や、その他研修等のテーマとして取り上げ職員の意識を高める。	全ての職員が参画について理解を深め業務にあたるよう、職場学習会や、その他研修等のテーマとして取り上げ職員の意識を高める。	数年に1回	未実施	継続	総務課

基本目標	推進項目	取組内容	取組項目	取組事業	事業内容	計画策定時の現状値(R3)	実績値(R4)	成果指標(R13)	所管課					
②あらゆる分野でだれもが活躍できるまち	③ 意思決定過程への女性の参画拡大	7 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	10 審議会、管理職等における女性の登用の推進	12 各種審議会等への女性の登用	市政に関する重要な政策方針等を策定する審議会等への女性委員の登用を進める。	40%	40.1%	45%	人権推進課					
			11 市管理職への女性の登用	13 事業所における女性の管理職への登用	女性の管理職への登用等の、事業所の自発的な取組や制度の重要性を周知し、女性の活躍促進を働きかける。	—	今後商工会と連携し情報共有・啓発を推進する。	課長相当職の女性割合20% (50人以上の市内事業所へ聞き取り)	人権推進課					
			12 政治分野における女性の参画拡大	14 市管理職への女性の登用	女性職員が個々の能力を十分に発揮できるよう、能力開発の機会を提供し、積極的に登用を図る。	20%	21%	30%	総務課					
			13 農の分野における女性のチャレンジ支援	15 キャリアアップ研修の実施	女性職員のキャリア支援のため、係長級以上の職員を対象に順次派遣研修を実施する。	年1回	21.7%	継続	総務課					
			④ 女性活躍の推進	8 就労の場における女性の活躍	14 女性のネットワーキングづくりへの支援	16 政治分野に参画する女性人材の育成	政治分野に参画する女性人材を育成し、市議会議員における女性の割合をさらに増やす。	—	22.2%	30%	人権推進課			
					15 女性の起業や再就職のための環境整備	17 農業研修への女性の参加促進	農業に携わる女性のエンパワメントをはかり、農業経営に参画できるような各種研修会への女性の参加を促進し、人材を育成する。JA・普及センターと連携し、女性を対象とした農業講座として、「いきいき農村女性オペレータースクール」や「子育てママのプランターで野菜づくり教室」を開催する。	女性参加しやすい研修会の開催 研修会2回	「いきいき農村女性オペレータースクール」基本コース2回、応用コース2回 「子育てママのプランターで野菜づくり教室」→「プランターで里枝豆づくり教室」に変更※女性に限らず参加可能	農都政策課				
					⑤ ワーク・ライフ・バランスの推進	9 仕事と家庭を両立できる環境の整備	16 女性活躍(エンパワメント)の推進	18 女性農業者及び女性農業者リーダーの育成	女性の農業者やJA女性会などの代表者で構成する「丹波篠山市農村女性組織連絡会」が開催する女性農業者を集めた情報交換会やセミナーの開催を支援し、女性農業者の育成及びリーダーの農業団体への参画を推進する。	女性農業者委員1人 JA女性理事3人	女性農業者委員1人 JA女性理事3人	農都政策課 農業者委員会事務局		
							17 一人一人の働き方の見直しの推進	19 市民や団体への呼びかけ	男女共同参画事業の開催や啓発推進を行うため、市民団体などと協働し、市民の参画による男女共同参画の推進を図る。	—	市民団体等との協働活動は無かった。今後取り組みを進めていく。	市民団体等との協働	人権推進課 地域振興課	
					⑤ ワーク・ライフ・バランスの推進	9 仕事と家庭を両立できる環境の整備	9 仕事と家庭を両立できる環境の整備	18 女性活躍(エンパワメント)の推進	20 女性のための個別相談や、働き方セミナー等の開催	個別相談やセミナー、起業カフェ等を開催するとともに、資金融資や支援助成金制度に関する情報を提供する。	個別相談:年1回(3枠) セミナー:年2回	個別相談:年2回(1回3枠) セミナー:年3回	令和6年度女性農業者委員数の増加	農都政策課 農業者委員会事務局
								19 多様な働き方への支援	21 関係機関が実施する就労相談や連携し、雇用・労働に関する法制度の周知、啓発を行う。	関係機関が実施する就労相談や起業者セミナー、交流会、就職説明会などの情報を提供する。 商工会やハローワークなど関係機関と連携し、雇用・労働に関する法制度の周知、啓発を行う。	市広報、市HPに情報掲載 「就職フェアinたんば」年1回開催	市HPに情報掲載し、窓口にてチラシ配布した。 「就職フェアinたんば」継続 ・セミナー(働き方・女性起業)への参加者数30人/年	市広報、市HPに情報掲載	農都政策課 農業者委員会事務局
	20 女性のための個別相談や、働き方セミナー等の開催	22 女性としての能力の獲得や、キャリア形成、スキルアップ等、女性が自ら力をつける機会や情報を提供する。						リーダーとしての能力の獲得や、キャリア形成、スキルアップ等、女性が自ら力をつける機会や情報を提供する。	市広報、市HPに情報掲載	市広報、市HPに情報掲載	市広報、市HPに情報掲載	人権推進課 商工観光課		
	21 関係機関が実施する就労相談や連携し、雇用・労働に関する法制度の周知、啓発を行う。	23 ワーク・ライフ・バランスの啓発						仕事中心のライフスタイルの見直し等、ワーク・ライフ・バランスの重要性を啓発する。	—	啓発チラシ・ポスターを窓口に布置・掲出し情報提供した。	啓発チラシ・ポスターを窓口に布置・掲出し情報提供した。	市広報、市HPに情報掲載	農都政策課 農業者委員会事務局	
	22 女性としての能力の獲得や、キャリア形成、スキルアップ等、女性が自ら力をつける機会や情報を提供する。	24 労働に関する各種法律や制度の周知						広報紙や情報紙など様々な媒体を通じて、「男女雇用機会均等法」「パート労働法」「労働者派遣法」等の周知を図るとともに、商工会などの関係機関と連携して情報提供を行う。	市広報、市HPに情報掲載	市広報、市HPに情報掲載	市広報、市HPに情報掲載	農都政策課 農業者委員会事務局		
	23 ワーク・ライフ・バランスの啓発	25 働き方改革や制度の周知						広報紙や情報紙など様々な媒体を通じて、「働き方改革」や制度等の周知を図るとともに、商工会などの関係機関と連携して情報提供を行う。	—	啓発チラシ・ポスターを窓口に布置・掲出し情報提供した。	啓発チラシ・ポスターを窓口に布置・掲出し情報提供した。	市広報、市HPに情報掲載	農都政策課 農業者委員会事務局	
	24 労働に関する各種法律や制度の周知	26 母子・父子自立支援員の設置	ひとり親家庭の母・父が、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立できるよう、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導、また職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。	1名				1名	継続	子育て企画課				
	25 働き方改革や制度の周知	20 女性のための個別相談や、働き方セミナー等の開催(再掲)	個別相談やセミナー、起業カフェ等を開催するとともに、資金融資や支援助成金制度に関する情報を提供する。起業やテレワークの活用等、多様な働き方に対応する就労支援を行う。	個別相談:年1回(3枠) セミナー:年2回				個別相談:年2回(1回3枠) セミナー:年3回	個別相談:年2回(6枠) セミナー:年3回	人権推進課 商工観光課				

基本目標	推進項目	取組内容	取組項目	取組事業	事業内容	計画策定時の現状値(R3)	実績値(R4)	成果指標(R13)	所管課
②あらゆる分野でだれもが活躍できるまち	⑥ 男性の家庭・地域活動への参画促進	10 男性の家事・育児等、家庭や地域活動への参画促進	23 家事や育児、介護等の生活スキルの習得支援	46 父親子育て参加啓発事業等の実施	子育てふれあいセンターにおいて、父親子育て参加啓発事業(お父さんといっしょ)や子育て学習講座並びに相談事業を実施する。	「お父さんといっしょ」年2回(延べ19人)子育て学習講座年4回相談事業随時お父さんレーム年8回(延べ7人)	お父さんといっしょ:年3回「子育て学習講座」等:年6回相談事業:随時その他各種事業への父親の参加促進	子育て企画課	
				47 ヘルシークッキング教室の開催	中高年の男性を対象に、食に対する基本的な知識と簡単な自炊の仕方を身につけ、健康的な食生活の知識や関心を高めること「食」の自立といきいきとした元気を高齢者をめざす。	10回シリーズ/年	5回シリーズを2クール9名参加	健康課	
				48 介護教室・介護セミナー、介護者のつどいの開催	性別や年齢を問わず介護中の方や介護に関心のある方を対象に、身体介護の方法や認知症の方への対応等について学ぶ機会や介護者同士で語り合う場を設け、介護負担を軽減する。	介護教室・介護者の集い2回	介護教室・介護者の集い2回	介護教室・介護者の集い3回	長寿福祉課
				49 働き方改革や男性の家庭参画の重要性周知	広報紙や情報紙、SNSなど様々な媒体を通じて、「働き方改革」や男性の家庭参画の重要性を周知する。	情報紙「ファイファイ」に掲載	情報紙「ファイファイ」によりに掲載	ファイファイ日より、市広報、市HP、市ライオンに掲載	人権推進課
				50 市役所男性職員の育児休業取得率向上	子育てをすすめる男性職員への支援、働きやすい環境づくりを進めるため、労働時間短縮や柔軟な勤務形態の導入等の情報提供、啓発を行う。	R2年度実績16.7%(希望者の100%)	14.3%	20%(希望者の100%)	総務課
				51 事業所に対する働きかけ	事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスの重要性の情報提供をする。子育てをすすめる男性社員へ、育児や育児休業等の制度に関する情報提供、啓発を行う。	65件(R3男女共:育児休業給付金受給者資格付金受給者資格者数から)	65件(R3男女共:育児休業給付金受給者資格付金受給者資格者数から)	70件(男性の育児休業取得率向上)	商工観光課
				24 労働に関する各種法律や制度の周知(再掲)	広報紙や情報紙など様々な媒体を通じて、「男女雇用機会均等法」「パート労働法」「労働者派遣法」等の周知を図るとともに、商工会などの関係機関と連携して情報提供を行う。時間外勤務時間の短縮や、育児・介護休業制度の導入に向け、各種支援制度や活用事例の紹介も含めた啓発を行う。	市広報、市HPに掲載	啓発チラシ・ポスターを窓口に配置・掲出し情報提供した。県最低賃金についてHP掲載した。	法制度改正があった場合は、特に市広報、市HPなどを通じて情報提供	商工観光課
				26 職場の処遇改善	職場における固定的性別役割割拠による慣行の見直しを図るよう啓発する。	—	—	—	人権推進課 商工観光課
				13 働きやすく働きがいのある環境づくり	女性の管理職への登用(再掲)	女性の管理職への登用等の、事業所の自発的な取組や制度の重要性を周知し、女性の活躍促進を働きかける。	—	—	商工観光課
				⑦ 働く場における男女共同参画の推進	27 各種ハラスメントの防止対策の推進	14 市管理職への女性の登用(再掲)	女性職員が個々の能力を十分に発揮できるよう、能力開発の機会を提供し、積極的に登用を図る。	20%	21%
⑧ 相手を尊重し、思いやり心づく	13 意識改革の展開	28 意識改革を進める啓発活動の展開	29 子どもへの教育の充実	53 各種ハラスメントの起こらない職場づくり	セクシュアルハラスメントやパワー・ハラスメント等、各種ハラスメントの防止対策について、周知と意識啓発を進める。	数年に1回	数年に1回	数年に1回	総務課 人権推進課
				54 事業所に対する働きかけ	事業所に対し、セクシュアルハラスメントやパワー・ハラスメント等、各種ハラスメントの防止対策について、周知と意識啓発を進める。	市広報、市HPに掲載	啓発チラシ・ポスターを窓口配置し情報提供した。	法制度改正があった場合は、特に市広報、市HPなどを通じて情報提供	商工観光課
				2 男女共同参画情報紙「ファイファイ」の発行(再掲)	男女共同参画週間や人権週間などのあらゆる機会を通じて、男女共同参画について分かりやすい記事の掲載を心がけ、様々な角度からの意識啓発を行う。	年3回発行全戸配布	年3回発行全戸配布	年3回発行全戸配布	人権推進課
				3 市広報への啓発記事の掲載(再掲)	男女共同参画について分かりやすい記事の掲載を心がけ、様々な角度からの意識啓発を行う。	随時	随時	随時	人権推進課
				29 子どもへの教育の充実	道徳教育、人権教育、情報マラルの育成などにより、人間形成の基盤となる豊かな情操と道徳性を培い、子どもたちが主体的に判断し、適切に行動する力を育成する。	研修会を実施	小・中学校共に研修会を実施	随時	学校教育課 教育研究所
				30 命の教育、性的マイリテイへの理解促進	家庭での教育力を向上し、家庭教育を通じて男女共同参画意識の向上を進める。乳幼児期からの子どもの発達段階に応じ、男女共同参画の視点に立った学習を進める。性的マイリテイに関する理解を促進するとともに、互いに尊重し認め合う共生の心を育む人権教育・学習を進める。主体的で多様な選択を可能にする職業観を育む教育を進める。	教育活動全般(道徳の授業等)での啓発	教育活動全般で啓発	随時	学校教育課 子ども未来課
				14 多様性を理解する意識の醸成	命の教育、性的マイリテイについて	57 命の啓発	LGBTパネル展示・アンケート調査実施教育活動全般(道徳の授業等)での啓発	令和5年度、パートナーシップ制度導入教育活動全般での啓発	学校教育課 子ども未来課 健康課 人権推進課
				15 女性への暴力防止対策	31 生涯学習の充実	58 高齢者大学における人権講座等の開講	7学園のうち3学園で人権講座を実施	7学園のうち3学園で人権講座を実施	中央公民館
				⑨ 多様な人々が安心して生活できる環境の整備	32 配偶者・パートナーからの暴力防止対策の推進	59 暴力根絶のための意識啓発	情報紙、市HPに掲載 ポスター掲示	情報紙、市HPに掲載 パートナーシップキャンペーン実施	人権推進課 社会福祉課 長寿福祉課
				⑩ 女性への暴力防止対策					

基本目標	推進項目	取組内容	取組項目	取組事業	事業内容	計画策定時の現状値(R3)	実績値(R4)	成果指標(R13)	所管課
④だれもが住みやすく、安心して暮らせるまち	① 互いに支え合う地域づくり	16 地域における男女共同参画の推進	33 男女の地域活動への参加、参画の推進 34 互いに支え合う地域の推進 35 防災活動における男女共同参画の推進 36 災害時(コロナ禍含む)の弱い立場の人への配慮 37 高齢者、障がい者、外国人等が安心して生活できる環境の整備	60 自治会長会等の女性役員登用促進	自治会長会等に対して、女性や若年層が参加しやすい時間設定の役員会や事業を提案し、女性役員登用にむけて働きかけと情報提供を行う。	女性役員が2人以上の自治会の割合31%	35%	女性役員が2人以上の自治会の割合40%	人権推進課 地域振興課
				61 地区福祉会議の開催	日頃の見守りを通して、孤立の防止と高齢者等が抱える福祉課題を発見し、地域で解決に向けた協議の場を持つ。自治会やまちづくり協議会、民生委員児童委員協議会、福祉委員連絡会を中心に、まち協や自治会などの地域の福祉課題を共有し、解決に向けた取り組みについて話し合う。	継続 地区代表者会議の開催促進	代表者会議18地区(47回) 地区福祉会議17地区(17回) 集落福祉会議5地区	継続 地区代表者会議の開催促進	長寿福祉課 社会福祉協議会
				62 介護予防サポーターのボランティア登録	手助けをしてほしい人とお手伝いしたい人を登録し、家事の手伝いや見守り活動により、高齢者が自宅で安心して生活できるよう見守り支援サポーター養成講座を社会福祉協議会が実施。	介護ボランティア82人	介護ボランティア 60人	地域で活動できる仕組みを作りながら介護ボランティアを育成	健康課 社会福祉協議会
				63 女性消防団員活動推進事業	消防団員に女性班を設置し10人の女性消防団員を任用している。今後女性消防団員の増員や活動強化を行い、更なる市民に対する防災・防火等の啓発活動を行う。昨今顕著となっている防災・減災意識の高まりをさらに進める。	女性10人	女性10人	女性15人	市民安全課
				64 女性防災士の増員	さらなる女性防災士の増員に努め、地域における防災・減災意識の高まりをさらに進める。	女性12人(11.3%)	女性14人(11.6%)	女性15人(13.0%)	市民安全課
				65 女性の視点を活かした避難所の設営や災害対策	弱い立場の人に配慮した避難所の設営や災害対策に努める。	避難所主要6箇所に女性職員6人配置	継続	継続	市民安全課
				66 外国人児童生徒に対する母語通訳・翻訳及び初期日本語支援事業	日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、母語通訳・翻訳支援員や日本語指導員等を派遣するなど、個々の児童生徒の実態に応じた総合的な支援策を展開する。	必要な児童生徒全員に支援	必要な児童生徒全員に支援	継続	学校教育課 NPO法人篠山国際理解センター
				67 外国人住民支援事業	外国人住民相談窓口の設置をはじめ、多言語の生活情報冊子やDVDを作成。日本語教室の開催など、だれもが安全で安心して暮らせるまちづくり、民族や国籍を超えた多文化共生の地域づくりを進める。	随時	外国人市民の生活支援 ①外国人市民相談窓口による相談業務 199件 ②生活支援通訳ボランティア派遣業務 92件 ③日本語教室の開催「うりぼう」、「うりぼうくらぶ」、「うりぼうファミリー」といったクラスがあり、市内で約30名が受講。	継続	地域振興課 NPO法人篠山国際理解センター
				68 障がい者相談事業	障がいのある方や家族などの相談支援を総合的・専門的に行い、地域の相談機関との連携や、相談事業者への専門的な指導助言、人材育成を行う。地域生活を支えるための体制づくりや、虐待や権利擁護に関する相談に応じる。	令和3年4月障がい者相談支援センター開設、令和3年7月末相談件数(見込)47人、相談延べ件数391件	障がい者基幹相談支援センター 令和4年度相談延べ件数(児童50件、成人1030件)	関係機関と連携しながら、必要な支援につなげる。(随時)	社会福祉課
				69 高齢者こころの相談事業	認知症などの相談に専門医・相談員が対応する。	20件	18件	36件	長寿福祉課
⑫ あらゆる暴力に対する防止対策	17 暴力・虐待防止対策の推進	70 見守り・虐待防止ネットワークの充実	関係機関とのネットワークを図り、高齢者等虐待予防と早期発見及び見守りを実施する。	協定事業所34事業所・118店舗	協定事業所34事業所・106店舗(廃業や統合による店舗数減)	協定事業所37事業所・122店舗	長寿福祉課		
		68 障がい者相談事業(再掲)	障がいのある方や家族などの相談支援を総合的・専門的に行い、地域の相談機関との連携や、相談事業者への専門的な指導助言、人材育成を行う。地域生活を支えるための体制づくりや、虐待や権利擁護に関する相談に応じる。	令和3年4月障がい者相談支援センター開設、令和3年7月末相談件数(見込)47人、相談延べ件数391件)うち権利擁護に関する相談12件	障がい者基幹相談支援センター 令和4年度相談延べ件数(児童50件、成人1030件)うち虐待・権利擁護に関する相談66件 支援者向け権利擁護支援研修会開催1回	関係機関と連携し、権利擁護に関する相談に対応。障がい者の虐待防止について周知啓発(随時)。	社会福祉課		
		71 母子・父子自立支援員による相談業務	DV被害者の安全を確保することで更なる被害拡大を防ぎ、心身を回復させる。また、DV被害者が自立して安定した生活を営めるよう相談に応じ、安全確保のために加害者から隔離し、保護を行う。DV被害者の安全確保後に将来に生活上の支援を行う。	月～金曜日 随時	月～金曜日 随時	継続	社会福祉課		
⑬ 命の教育、性的尊重の推進	39 命の教育、性的尊重の推進	57 命の教育、性的マイノリティについて	家庭、学校園、地域等と連携して、性教育、健康教育、情報活用教育の充実を図り、命の大切さを学ぶ機会を提供する。性的マイノリティ等、性の多様性について意識啓発を進める。	LGBT・パネル展示・アンケート調査実施 教育活動全般(道徳の授業等)での啓発	学校教育課:道徳の授業等で啓発 小学校1校 14人 中学校1校 30人 市内高校1校 10人	令和5年度、パートナーシップ制度導入 教育活動全般での啓発	学校教育課 こども未来課 健康課 人権推進課		

基本目標	推進項目	取組内容	取組項目	取組事業	事業内容	計画策定時の現状値(R3)	実績値(R4)	成果指標(R13)	所管課				
④だれもが住みやすく、安心して暮らせるまち	⑬生涯にわたる健康対策	18生涯を通じた健康支援	40心身の健康づくりへの支援	72	フレイル予防・介護予防の推進	高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活するために、要介護状態となることのないようフレイル予防に取り組み、また要介護状態の軽減や重度化を予防するため、保健事業と一体的に介護予防事業を推進し、健康寿命の延伸を図る。	9.5%	介護予防に取り組む高齢者の割合15%	健康課 長寿福祉課 医療保健課				
				73	健康相談業務	こことからだの画面からアプローチャできる相談窓口を設け、メンタルヘルスのみではなく、健康、育児、介護相談まで、多様な相談をサポートする。	随時	随時	健康課				
				74	特定健診の女性受診率の向上	就労女性の心身の健康支援をはかるため、マンモグラフィー検診をセンター健診にセットすることで、女性が健診を受診する機会を増やしていく。	マンモグラフィー検診センター1回	センター健診でのセット年12回 マンモグラフィー検診センター1回	随時	随時	健康課		
				75	がん患者アピアランス事業	薬物療法・放射線療法による脱毛や手術療法による乳房切除など、がん治療による外見変貌を補完する補装具の購入費用を助成する。がん患者の心理的・経済的負担の軽減、就労等社会参加の促進など療養生活の質の維持向上を図る。	2件	2件 所得制限(前年所得400万未満)あり	8件	所得制限(前年度所得400万未満)あり	健康課		
				76	生理用品サポート事業 「ツッパメプロジェクト」	経済的な理由で生理用品が買えなかつたり入手できず生活に支障が出るなどといった「生理の貧困」に対応するため、生理用品を無償配布するとともに、その背景に隠されている様々な困りごとの相談に応じる。	生理用品サポート事業	令和3年度は、9月20日～12月28日まで。希望者が多数の場合は期間を延長	年間を通じて配布を実施 市内8カ所 34個配布	随時	随時	健康課 市民安全課 社会福祉課 人権推進課	
				77	関連情報の市広報やホームページ掲載								健康課

今後の男女共同参画施策・事業について

1. 令和4年度丹波篠山市男女共同参画センターの運営状況報告

(1) 男女共同参画センターの体制

- ① 名 称 丹波篠山市男女共同参画センター（フィフティ）
- ② 設 立 令和4年10月1日
- ③ 場 所 丹波篠山市民センター1階（市民プラザ隣）
- ④ 開 館 日 火～日曜日
- ⑤ 開館時間 9:00～17:00
- ⑥ 人 員 正職員2名, 相談員2名（相談員は1日ごとの交代勤務）
※令和5年7月より、前宝塚市長中川智子氏がアドバイザーとして就任

(2) 相談件数

① 男女共同参画センターでの受付件数

令和4年10月より、常設の相談員として会計年度任用職員を2名配置。

■相談内訳

区分	人権	DV	家族	生活、健康	性被害	教育、育児	職場、地域の人間関係	その他	総数
件数	0	0	5	6	0	0	0	2	13

区分	電話相談	面接相談	訪問	総数
人数	3	10	0	13

集計期間：令和4年10月～令和5年3月

② 女性のための悩み相談の受付件数

令和4年度相談可能日数：7回（10月～3月の毎月第4木曜日+1月の第4土曜日）

男女共同参画センター窓口では相談しづらい問題や、より専門的な相談について対応できるように、特定非営利活動法人フェミニストカウンセリング神戸に委託して、「女性のための悩み相談」を行っている。

■相談内訳

区分	生き方	夫婦関係	家族関係	対人関係	性・性被害	こころ	暮らし	労働	その他	総数
件数	0	5	0	0	0	0	0	0	0	5

区分	電話相談	面接相談	訪問	総数
人数	0	5	0	5

集計期間：令和4年10月～令和5年3月

(3) 女性委員会

女性委員のみで構成された委員会として市政の各分野についての調査・研究を行い、女性の視点からの提言を行うことで「男女共同参画社会」の実現を進めることを目的とする。委員会の中で研修会を行い、市政に関する様々なことを学んでいる。

令和4年8月より、第11期女性委員会（委員数5名）を開始。

令和4年度は5回の委員会を実施した。令和5年度も、令和6年7月の提言に向けて研修や提言内容の取りまとめを行い、提言に向けた準備を進めていく。

【令和4年度の研修内容】

研修内容	講師
・学校現場における性の多様性について ・性的マイノリティについて	・市学校教育課 ・市人権推進課
・性は人権 多様性の保障	・人間と性 教育研究協議会 幹事 関口 久志氏
・自治会管理施設に対する補助制度、自治会の法人化、高齢者等買い物支援事業について	・市地域振興課

(4) セミナー・研修会等の啓発事業

① 男女共同参画研修会

【第1回目】

タイトル：「イクボス」ってどんなボス？

～周りも自分も会社も幸せになれる働き方改革～

開催日：令和4年8月30日（火）

講師：オフィスhint link 代表 榎本 千里氏

参加人数：63人

【第2回目】

タイトル：イクボスで成果と笑顔が共にアップ

～誰もが活躍できる職場 活躍させる上司～

開催日：令和5年3月10日（金）

講師：NPO法人ファザーリング・ジャパン関西 理事長 櫻井 一字氏

参加人数：51人

※第2回目は市内事業者に対しても案内を送付

② 男女共同参画センター開設記念講演会

タイトル：たった一度の人生だから…

開催日：令和4年10月23日（日）

講師：中川 智子氏（前宝塚市長、元衆議院議員）

参加人数：111人

③ 出張！女性のための働き方セミナー

タイトル：～働く女性を応援！～再就職を成功へ導くセルフコーチング

開催日：令和4年12月8日（木）

講師：藤原 寛子氏（株式会社ミライアル代表）

参加人数：4人

④ 起業カフェ in 丹波篠山

【第1回目】

開催日：令和5年2月1日（水）

講師：宮林 慶子氏（古民家ゲストハウスやまぼうし経営）

参加人数：9人

【第2回目】

開催日：令和5年2月22日（水）

講師：仲谷 佳子氏（おくも丹波黒豆肉粽店主）

参加人数：8人

⑤ 出前チャレンジ相談

【第1回目】

開催日：令和4年11月30日（水）

講師：飯鉢 仁弥氏（キャリアコンサルタント・産業カウンセラー）

参加人数：3人

【第2回目】

開催日：令和5年1月13日（金）

講師：飯鉢 仁弥氏（キャリアコンサルタント・産業カウンセラー）

参加人数：3人

※1回あたり3枠（1枠あたり50分）事前予約制で実施

⑥ 男女共同参画情報紙「フィフティだより」の発行

男女共同参画情報紙「フィフティだより」を年3回発行した。

※うち2回は市広報紙に挟み込んで全戸配布、1回は各地区の男女共同参画推進員に郵送

※市内公共施設に配架

2. 令和5年度丹波篠山市男女共同参画センターの運営計画

(1) 男女共同参画アドバイザーの就任【新規】

令和5年7月12日に、男女共同参画アドバイザーの委嘱状交付式を行った。

男女共同参画センターの機能を高め、丹波篠山市の男女共同参画を推進するため、前宝塚市長の中川 智子氏にアドバイザーとして就任いただく。

初回は8月18日を予定。9月以降は回数を重ねてお越しいただき、男女共同参画センターの事業や施策についてご助言をいただく予定。



委嘱状交付式の様子

(2) 相談業務

① 男女共同参画センターでの受付【継続】

令和4年度に引き続き、常設の女性相談員として会計年度任用職員を2名配置し、悩み相談等を受け付ける。

② 女性のための悩み相談の受付【継続】

令和5年度相談可能日数：14日（毎月第4木曜日+8月と1月の第4土曜日）

令和4年度に引き続き、男女共同参画センター窓口では相談しづらい問題や、より専門的な相談について対応できるように、特定非営利活動法人フェミニストカウンセリング神戸に委託して、「女性のための悩み相談」を行う。

(3) 女性委員会【継続】

女性委員のみで構成された委員会として市政の各分野についての調査・研究を行い、女性の視点からの提言を行うことで「男女共同参画社会」の実現を進めることを目的とする。委員会の中で研修会を行い、市政に関する様々なことを学んでいる。

令和5年度は、3回の委員会を実施済。

令和5年度も、令和6年7月の提言に向けて研修や提言内容の取りまとめを行い、提言に向けた準備を進めていく。

【令和5年度の研修内容】

研修内容	講師
・パブリックトイレのユニバーサルデザインと観光地のおもてなしトイレ	・TOTO 株式会社 市場開発課 木村 裕昭 特販本部 前田 洋子
・他市町における男女共同参画のとりくみ等	・オフィス EEE 男女協同参画アドバイザー 中村 和子氏
・第3次丹波篠山市男女共同参画プランについて ・市内の公共施設トイレについて	・市人権推進課

(4) セミナー・研修会等の啓発事業

① 男女共同参画研修会【継続】

市内在住、在勤、在学の方、男女共同参画推進員を対象に、年2回男女共同参画研修会を開催。市民の男女共同参画に対する意識の向上を図るための研修会を開催する。

第1回目は令和5年7月25日に開催済。第2回目は令和6年1月～3月を予定している。

【第1回目】

タイトル：アンコンシャス・バイアスを知ろう

～だれもが参画しやすい社会を考える～

開催日：令和5年7月25日（火）

講師：NPO法人SEAN 代表 小川 真知子氏

参加人数：82人

② 出張！女性のための働き方セミナー【継続】

タイトル：働く女性のための将来設計～「お金」と「働き方」について考える～

開催日：令和5年6月14日（水）

講師：藤原 寛子氏（株式会社ミライアル代表）

参加人数：9人

③ 起業カフェ in 丹波篠山【継続】

主に丹波篠山市内で起業された先輩女性経営者から、起業されたきっかけや経営のコツなどの身近な話をしていただき、何かを始めるきっかけにさせていただくためのセミナーを開催する。令和4年度に引き続き、令和5年度も年2回を予定。

④ 出前チャレンジ相談【継続】

出産、育児または介護等のために離職した女性の再就職や起業、新たな地域活動立ち上げ等への支援の一環として、1日3枠の「出前チャレンジ相談」を開催している。

（予定日）【第1回目】令和5年11月11日（土）

【第2回目】令和6年1月27日（土）

⑤ ワークショップ【新規】

男女共同参画センターを身近に知ってもらい、気軽にお越しいただく場所にするため、ワークショップを開催（年7回程度を予定。うち1回実施済）。

【第1回目】

タイトル：アレンジポットを作ろう

開催日：令和5年5月13日（土）

講師：植西 恵子氏（兵庫県認定園芸療法士）

参加人数：12人

【第2回目（予定）】

タイトル：アロマ体験

開催日：令和5年8月19日（土）

講師：寺本 秀代（アロマインストラクター）

⑥ 男女共同参画情報紙「フィフティだより」の発行【継続】

男女共同参画情報紙「フィフティだより」を年3回発行（第1回目は令和5年7月21日（金）に発行済）。

※うち2回は市広報紙に挟み込んで全戸配布、1回は各地区の男女共同参画推進員に郵送

※市内公共施設に配架